



りそな銀行アジアニュース

2019年7月16日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「通関の利便性向上について」

中国税関総署は6月27日に、財務省、自然資源省など中央政府10部門と合同で「通関の利便性向上と効率化に向けた措置」を公布しました。通関作業の効率化と簡略化で企業のビジネス環境を改善し、貿易の活性化に向けて、年内に10項目に重点を置いて実施することになります。

大項目	個別項目	実施時期
通関の効率化	輸入申告を「概要申告」と「完全申告」の2段階に分け、申告時に全ての書類がなくても貨物の引き取りを許可。	8月31日まで
	関税保証保険を扱える保険会社を拡大。	
	港湾の各種作業ごとに所要時間の目安を設定。	12月31日まで
	ベトナム国境の河口、カザフスタン国境のコルガス農産品のスピード通関、ロシア国境の満州里、绥芬河でもスピード通関への準備を推進。	
通関書類の簡略化	食品輸入に関する証明書類2件の提出を免除。	9月30日まで
	薬品や金の輸入などに関する書類5件をオンライン化。	
情報化の推進	税関と各省庁を電子システムでつなぎ、通関手続きなどを一本化する「シングルウィンドー」を推進。	12月31日まで
	港湾作業のペーパーレス化を推進。	
港湾費用の引き下げ	主要な国際海運会社と国際フォワーダーに対し、費用の引き下げを督促。	9月30日まで
市場管理の強化	違法な費用徴収や独占行為への集中取締りを実施。	

【出所: 中華人民共和国海関総署のHPより抜粋】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3332
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載